

産業廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業実施要綱

(制定) 令和 8 年 7 月 17 日付 8 環資産第 17 号

第 1 目的

この要綱（以下「本要綱」という。）は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の産業廃棄物を処理する施設において、廃棄物に混入したリチウムイオン電池（電池を内蔵する製品を含む。以下「L i B」という。）に起因する新たな火災の発生を未然に抑制するために行う「産業廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 概要

都は、本事業の目的の達成に向け、廃棄物に混入した L i B を検知等する設備を新たに設置する産業廃棄物を処理する都内の施設に係る事業者等に対し、当該設置に要する経費の一部を補助する。

第 3 定義

本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項で定める廃棄物の処分を業として行う者が、その事業の用に供する設備及び周辺機器により構成される敷地内の区画並びに同法第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項で定める廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が、東京都知事等の許可を得て運搬経路中に積替え又は保管を行う場合に、その用に供するための囲いや容器等により構成される敷地内の区画をいう。
- 2 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合及び個人事業主をいう。
- 3 大企業 第 4 1（1）ア及びウからケまでに掲げる者を除く法人（国、地方公共団体を除く。）をいう。

第 4 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、3 に示す補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。ただし、補助金の交付対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）の導入においてリースを利用する場合は、補助対象機器を設置する者（以下「設置事業者」という。）とリース事業者との共同申請とし、リース事業者を補助対象事業者とする。

なお、リースを利用する場合においては、次の要件は、補助対象事業を実施する設置事業者及びリース事業者の双方に適用されるものとする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかに該当すること。

ア 中小企業者等

イ 大企業

ウ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ク 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）その他特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 上記ア及びウからクまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

カ 都から補助金停止措置又は指名停止措置が講じられている者

2 補助対象機器

補助対象機器は、次に掲げるものであって、それぞれ次に定める要件を満たすものとする。

(1) 施設の安全措置に必要な設備

次のア又はイに示す装置又は装置群のうち、ウに示す処理能力等を有するものであること。

ア L i B 検知機

誤った分別収集区分に廃棄された L i B について、廃棄物の処理工程の連続運転を阻害しない方法により L i B の形状、材質等の特徴を識別したうえで、ブザーの鳴動、回転灯

や警告灯の点灯、作業場に設置したディスプレイ画面上でのマーキング、ベルトコンベヤ上又は保管容器上におけるスポットライトの照射等の手法により注意を喚起することで、作業等による除去行為に繋げられるもの。具体的には、X線撮像や電磁誘導結果に関する画像情報を、人工知能技術や機器に付属する専用ソフトウェアが分析して、L i Bを他の廃棄物から高い確率で選択的に識別できるものを指し、次のいずれかに該当する装置は、補助対象機器には含めない。

- (ア) 電磁誘導や磁気変化のみを検知原理とし、検知結果が「金属の存在」に強く依存していることにより、鉄やアルミニウム等の金属くず等とL i Bとを識別できず、金属性の物品があるだけの事実を検知するもの
- (イ) L i Bを検知対象として掲げる装置であって、その識別の根拠が金属反応の強弱等に留まり、L i Bの存在可能性を示す固有の要素（検知物の形状、材質、X線吸収率等）に基づく識別を行わないもの
- (ウ) 処理工程中又は保管中の廃棄物を連続的に監視できないもの

イ 火災検知機

施設内の廃棄物の搬送用ベルトコンベヤ上や廃棄物の積替え又は保管する区画において、破損等したL i Bからの発熱、発光、発火等（以下「発熱等」という。）の異常状態を常時把握し、警報の発報、L i Bの隔離、設備停止、従業員による初期消火活動又は散水装置の起動といった措置に必要となる電気信号を出力するもの。

なお、検知原理については、特定の周波数の光や発生ガスを検知するなど手段は問わないが、次に示す状況のいずれか又は複合により判定可能なものであること。

- (ア) 局所的な高温
- (イ) 温度の上昇速度
- (ウ) 周囲の平均的な温度との差
- (エ) 電解液溶媒蒸気及び一酸化炭素等の分解生成ガス

ウ 処理能力等

次に示す処理能力等を有すること。

(ア) 処理能力

センサー部を横切る廃棄物の移動速度が5 m／分以上である条件において、18650形相当の大きさのL i B又は発熱等を他の廃棄物と混在した状態で検知可能であること。火災検知機にあつては、無照明又は粉塵、水蒸気等が存在する環境下においても、作業等による消火器等を用いた初期消火活動により安全に対応し得る段階（炎が継続的に立ち上がる以前の状態又は炎が発生していても局所的かつ小規模であつて延焼や爆発等が生じていない状態をいう。）において、発熱等を感知できるものも可とする。

(イ) 検知精度

L i Bであるものを正しく検知できた割合が90%以上であり、かつ、偽陰性率（実際のL i Bを検知しなかった割合）が10%以下であること。

(ウ) 運用信頼性

一般の産業機械レベルの粉塵環境、周囲温度（5℃から 35℃まで）その他連続した振動や衝撃（検知機周囲に設置及び稼働している破砕機や圧縮機、走行する車両や重機、廃棄物の積み下ろし等に起因して発生する物理的な影響をいう。）を伴う環境下において、稼働率が 99%以上、平均故障間隔が 10,000 時間以上、平均修復時間が 48 時間以内を原則とする。ただし、L i B 検知機及び火災検知機では、市場に投入されてから間がなく、運用実績等の蓄積がない機種が存在が想定されることから、令和 8 年度においては暫定評価として、予定導入先の作業環境下で、ベルトコンベヤ等の搬送機の稼働時間中に常時使用しても重大な故障や著しい性能劣化が認められないことを確認したことをもって、運用信頼性を有するものとみなすこととする。

(2) 散水装置等

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）その他の法令により、施設への設置が義務付けられる消火設備とは別に、L i B に起因する火災に関する自衛消防活動の一環として、火災発生初期における被害軽減及び延焼防止を目的として、施設の管理者等が任意に設置するものであつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 人の操作を待たずに自動で作動する設備であること。

イ 破袋機や破砕機、ベルトコンベヤ、廃棄物の一時保管場所等において、検知の対象とした範囲を消火するために必要な水量、噴射量等を確保したものであること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が補助対象機器を新たに設置する事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく都の行政区域内に立地する施設内に補助対象機器を設置するものであること。

(2) 補助対象事業者が補助対象機器の所有権を有すること。リースにより補助対象機器を設置する場合には、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 設置事業者が当該補助対象機器を専ら自らの事業の用に供すること。

イ リース期間が、当該補助対象機器の法定耐用年数相当期間であること。

ウ 補助金相当額がリース料又は支払総額の減額分として、確実に設置事業者に帰属する契約内容であること。

(3) 補助対象機器の設置及び使用に当たり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法に基づく命令、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）その他関係法令に違反していないものであること。

(4) 廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両、鉄道、船舶等の輸送機器へ補助対象機器を設置するものでないこと。

(5) 補助対象機器の設置又はその設置計画が、法令（条例、規則その他これらに基づく命

令を含む。)により設置、維持又は機能の確保が義務付けられている消防用設備その他の防火防災設備の設置義務の全部若しくは一部を免除し、又は代替するものでないこと。

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（複数の補助対象機器を設置する場合には合計額）のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 補助対象機器の取得に係る費用
- (2) 補助対象機器の運搬費用
- (3) 補助対象機器の据付費用
- (4) 補助対象機器の試運転及び性能確認等の調整費用

5 補助金の額

補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、補助率と補助の上限額は、補助対象事業者の区分及び補助対象機器の種類に応じて、次のとおりとする。

なお、(1) 及び (2) の要件の適用は設置事業者とする。ただし、補助金の交付額の総額が、都の予算額に達したときは、補助金の交付申請の受付を停止するものとする。

- (1) 補助対象事業者のうち、第4 1 (1) ア及びウからケまでのいずれかに該当する者は次のア又はイにより算出のうえ、L i B 検知機については2,700 万円を、火災検知機及び散水装置等については合計で270 万円を上限とする。

ア 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

イ 国の補助を併用する事業（以下「国補助併用事業」という。）にあつては、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、国、地方公共団体等により別途、交付された補助金等を控除した額とする。なお、補助金交付額に1,000 円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

- (2) 補助対象事業者のうち、第4 1 (1) イに該当する者は次のア又はイにより算出のうえ、L i B 検知機については2,000 万円を、火災検知機及び散水装置等については合計で200 万円を上限とする。

ア 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

イ 国補助併用事業にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、国、地方公共団体等により別途、交付された補助金等を控除した額とする。なお、補助金交付額に1,000 円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

第5 実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を適正かつ円滑に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が補助対象事業者に対して補助をするために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、2(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求めるものとする。

第6 実施期間

1 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請の受付期間は、令和10年度までとする。

(2) 補助金の交付期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

第7 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年7月17日付8環資産第17号）

本要綱は、令和8年7月17日から施行する。